嘉手納村廣報

発行所　嘉手納村役所
発行人　伊礼春昌
編集人　島袋盛光
印刷所　研文社

ナイキ発射演習中止等を決議

○……去る二月二十八日第二回目の臨時議会が……○

○……招集され午前十時より開会されました。……○

第2回臨時議会

この日は去る二月十四日で任期満了になっておりました助役収入役の選任に関する同意を求める件や監査委員の選任等が行われましたが、その結果助役収入役監査委員共に留任が決定され引続き向う四ケ年間村行政発展のために頑張って下さることになりました。

次に講和前損失補償支払法案の米議会における成立方要請に関する決議やナイキ発射演習の中止に関する要請決議（別紙）等を可決して三時三〇分頃閉会されました。

ナイキ発射演習の中止に関する要請決議

去る一月十三日より読谷村残波岬に於いて米軍はナイキハーキュリーズの発射演習を強行している。このことについて昨年十一月全県民の反対を押し切って行われた際に民家に固型燃料が落下したり甘蔗畑を焼いたりあるいは漁民の出漁を阻んだり住民に対して精神的経済的損害を与えた。

尚この度の演習が海上百哩を立入禁止区域に設定して公然と公海を侵犯している事は極東区域に緊張をかもし出す要因ともなり更にナイキが「核弾頭を取りつける事の出来る」ミサイル兵器である事実に鑑みこれは明らかに県民の熱願する平和の意志をふみにじり更に世界の大勢が冷戦より話し合いの外交に移行しつゝ大きく平和への方向に前進しつゝある状態に逆行するものである。

依って本議会は住民の生活と生命財産並びに平和を守るためにナイキの発射演習を即時中止して頂くよう要請する

右決議する

一九六一年二月二十八日

第二回嘉手納村議会

高等弁務官
立法院議長
行政主席　殿

講和前損失補償支払法案の米議会における成立方要請に関する決議

終戦の翌日（一九四五年八月十六日）から対日平和条約発効の前日（一九五二年四月二十七日）までに米国軍隊及び軍人軍属の行為によって、当嘉手納村に財産を有する関係者の被った損失並びに当村住民の生命の喪失、身体の負傷件数及び補償要求額は、概ね次のとおりであります。

種別	請求件数	要求額
土地	二、六〇七件	三、一三三、六三二弗
地上物件その他	三、五七四件	二三三、三三一弗
生命の喪失	七件	
身体の負傷	七件	

損失補償請求件数及び要求額

この補償問題解決のため住民は一九五五年以来「アメリカ合衆国は琉球における唯一の施政権者として住民福祉の見地から」当然の責任として早期に適正な補償を講じて貰う様現地においては土地諮問委員会を経由し、或いは高等弁務官を通じ要請陳情を繰返して参りました。また米国内においては琉球住民に代り、ノーエル、ヘメンデインガー弁護士によって一九五八年十月請願書を米国政府へ提出し、更にジャッド議員の発議により、去る第八六議会に琉球への補償支払法案が提出されたのであります。

一九六〇年十一月九日ブース高等弁務官は「一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日までの期間における講和前補償は、布告第二十六号に基いて解決する権限が高等弁務官に与えられた」旨発表し問題解決が一歩前進した感を吾々に与え、更に一九六一年一月二十五日第八七米国下院議会へプライス、ジャッドサブロッキーの諸議員により再提案されました。

講和前補償の問題が人命財産の基本人権に則り誠に由々しい問題に起因し、且つ被害者が過去十五年にわたり辛苦をなめている状態に鑑み、一九五五年以来その解決方を願望してきた住民の切なる要望に応え人道上並びに住民福祉向上の立場から第八七議会に於ける本案件が必ず上下両院の承認が得られる様取計って戴くことを強く要請致します。

右決議する

一九六一年二月二十八日

沖縄嘉手納村議会

大統領
上院議長
下院議長
国防長官
国務長官
宛

一言御挨拶申し上げます

嘉手納村議会議長　上間久雄

一九六一年二月の初議会に於いて不肖私が議長席に着くことになりましたので、今後共更に先輩各位の政治、経済、文化其の他全般に亘り豊富なる御意見を徴し其の経験を基確として村民の福祉向上のために対処して行きたい所存でございます。

さて、本村としては先にドル防衛問題をきっかけに「如何にすれば」基地依存の経済から自立経済の線に持っていけるかという事を全村民が一体となり、衆智を結集してその対策を樹てなければならない重要な問題ではないかと考える次第でございます。

前高等弁務官は「自治権の拡大には責任が伴う」と指摘すると同時に現状については自治権を主張する反面余りにも基地経済に依存しすぎると発表されていたのでありましたが、そこで私は私達住民の自治権を強く主張するためにも先づ生産業或は水産業等各分野に亘り地方自治体として自立経済の基礎工事を勇敢に推進して行きたいと念じて居る者でございます。

更に多年の懸案でありました観光事業及び綜合グラウンド等の在り方に就いても再検討を要すべき時期に来て居り如何にすれば村民の利益と幸福をもたらす事が出来るかと今後渾身の力を注ぎたい所存でございますので村民の皆様方には更に倍旧の御鞭撻と御指導をお願い申し上げまして就任の御挨拶に代えさせて戴きます。

嘉手納村の人口動態

☆☆　本村が北谷村から分村したのが1948年12月4日分村当時の戸数822戸人口3,879名という全琉でもさな村として発足した。光陰矢の如しであれから早くも12年という年月が過去り年月の流れと共に本村も毎年発展をとげ今年2月現在の戸数が2,603戸人口12,961名と飛躍した　☆☆

以下は分村当時から今年2月迄の人口の推移であります。

年度別	戸数	人口 男	人口 女	計
1,948	822	1,840	2,039	3,879
1,949	1,072	2,852	3,211	6.063
1,950	1,334	3,064	3,376	6.440
1,951	1,471	3,333	3, 64	7,097
1,952	1,698	3,849	4,284	8,133
1,953	1,804	4,150	4,595	8,745
1,954	1,858	4,375	4,785	9,160
1,955	1,909	4,609	5,023	9,632
1,956	1,956	4,871	5,273	10,144
1,957	1.974	4,969	5,364	10,333
1,958	2,250	5,418	5,984	11.402
1,959	2,412	5,786	6,338	12,124
1,960	2,572	6,138	6,688	12,826
1,961 (2月現在)	2,603	6,204	6,759	12,961

村議会に対する請願陳情について

村議会は、本村住民の福祉向上を図るために、住民の村政に対する参与権の行使と言われる選挙を通じて村政に対する厳粛なる住民の信託を受けて選出された二十人の議員をもって構成する住民（団体）意思の決定機関であり、村議会における議決（団体意思決定の議案の議決に限る）は法、的に住民全体又は大多数の意思として見做されることは今更申し上げるまでもありません。このように住民福祉の向上を図るために、住民に代ってその意見を議会に反映せしめ村政に直接参与することのできる議員の果す役割は重且つ大であり、議会における審議の結果は、その良否によって現在及び将来の住民の日常生活と直接に或いは間接的に連結するのでありますから住民とその意思を反映する村議会とは不離一体となり密接な連繋を必要とします。

然しながら住民の意思を代表する立場にある議会においても、大小を問わず村行政上の総ゆる問題を取上げて審議するには相当な日時を要しますし、また臨時議会の場合は告示された事件以外は審議できないのが原則となっております。

したがって臨時議会において請願や陳情を審議して貰うためには、告示（開会三日前までになされます）前に提出なされれば、村長に対し議長から告示方の要求をして告示して戴き臨時議会の付議事件として審議されることになりますので、臨時議会（一、二、四、五七、八、十、十一月に開かれる議会は臨時議会であります）において、請願や陳情を審議して貰うためには少くても開会日の三日前までには議長宛て議会事務局へ御提出下さるよう御願いいたします。

従来から村議会に対する各種陳情書の提出がなされておりますが、請願と陳情との差異は厳格には区分されてないようですが請願の場合は一定の要件（たとえば議員の紹介）を要するのでありますが、陳情にはこれを要しないのであります。請願書には一定の願望の意思表示を要するが陳情には実情の陳述のみであってもよいと解されております。陳情は、一般に官公庁又は議会に対し、一定の事項に関する利害関係者が実情を訴えて、当局の適当な措置を要望する事実上の行為であって、請願の場合も同様でありますが、請願は法律において規定された住民の基本的人権の一として保証されているのであります。請願や陳情の対象となる事項は、損害の救済、公務員の罷免、条例及び規則の制定改廃、道路等の新設改修、廃止、保健衛生、厚生施設の設置改善その他の事項となっております。この陳情や請願のできる者の範囲は、村民に限らず旅行者、滞在者若しくは他の地域の住民でも差支えなく、未成年者、禁治産者、準禁治産者も請願権を持っており、また、これらの者の法定代理人も同様であります。自然人ばかりでなく法人も権利を有し、在監者も基本的人権の一である請願権を有するものと解されております。なお、外国人も請願できるようになっています。

次に請願書や陳情書の内容は種々異りますが、請願は、平穏に行うことを要件としていますので暴力を用い、強迫その他不穏な言動を伴い若しくは不穏な内容を有する請願はこれを採用する必要がないと言われております。尤も、その不穏な内容とは議会又は執行機関のなした行動を単に批難し、その是正を要望するが如きものをいうのではなくて、請願内容が暴力主義的なものであったり、他人の私行を非ぼうするのが目的となっているようなものをいうのであります。請願はこれを受けた機関において誠実に処理する義務があるのであって、これに対応し請願者もまた誠実な願望の表示でなければなりません。礼儀を失し、且つ建設的内容のない請願が現実に採用されることは、もとより期待できないのは当然であります。請願や陳情の趣旨はなるべく簡潔に要領を得たものがよく、議会の審議に際してその趣旨により実情が明確になるようにして戴くと共に必要により図面その他の資料を添付しても差支えないのであります。

緑の羽根募金運動

本村の募金目標額は一二三弗九七仙

「緑でつゝもう明るい郷土」のスローガンをかかげて、去る三月十五日から四月十五日迄全琉一斉に緑の羽根募金運動が実施されております。緑の羽根募金運動は緑の羽根を通して愛林や環境緑化の思想を普及しこの募金によって森林資源の増強と国土保全の要請に応え、街や村学校公園職場家庭等私たちの周囲に清々しい緑の木を植えてうるわしい街や村、災害のない郷土、静かで美しい学校、住みよい豊かな生活環境を作ることを目的として実施されたもので「緑の嘉手納村」建設に御協力下さいます様お願い致します。

◎募金の配分方法について

(イ)募金の六割は樹木植栽費及び管理費として市町村及び学校へ交付する

(ロ)募金の二割五分は種苗を購入し、協会苗畑において苗木養成の上配布する

(ハ)募金の一割五分は緑の羽根運動経費に充てる

緑の羽根募金各団体別割当額一覧表

団体名	種別	人口	戸数	割当額	備考
1	区	996	191	4.22	
2	〃	1,169	230	5.00	
3	〃	919	169	3.78	
4	〃	1,513	323	6.86	
5	〃	892	189	4.18	
6	〃	1,192	235	5.10	
7	〃	1.153	195	4.30	
8	〃	1,095	219	4.70	
9	〃	1.423	310	6.60	
10	〃	1,062	257	5.54	
11	〃		268	5.76	
青年会				10.00	1人当2仙
婦人会					区長に協力する
中学校職員				3.60	
宮前小校職員				6.40	
嘉手納小校職員				6.60	
村役所職員				41.25	職場募金
合計				123.97	

試練を前にして最善の努力を住民福祉に傾注

総務財政委員長　当山哲男

今度び総務財政委員長という大役（ヤク）を与えられて事の重大さに今更乍ら身も引締る思いであります。大体私という人間は何処か抜けているのか、それとも無鉄砲と申しますか自分で自分が良く分らなくなる時があります。去月の議員選挙の際も若い連中に「お前出ろ」といわれ、なんのためらいもなく立候補し今度だって「お前やれ」といわれて、つい委員長になってしまったようなものであります。しかしこの事は私にそれだけの力があるからではなく、むしろ私の性格がルーズなものだから委員長ぐらいの任務を与えておかないと勉強も、村民への世話活動も怠るのではないかとの先輩方の心使いで博ると理解して居ります。幸い総務財政委員の皆さんあは学で経験豊かな先輩方でありますので御指導と御援助を得て頑張って行き度いと存じます。

さて私達の村は敗戦の産物で御ざいまして飛行場に依てっ分断された為に止むなく北谷村から分村したような次第で何か生れ乍らにして悲運の星をいただいている気が致します。村の総面積の八八％を米軍に接収されている上に、破壊し尽された諸産業はまだまだ復興の目途もつかないまゝに放置されております。殊に耕地面積の絶対過不足に起因する農産業の不振で戦前の純農村経済から今日の基地依存経済へと没落しています。又村民の居住地もごく一部に戦前の十三部落の人々と県内各地域から集って居られる沢山の人々が一諸になってすし詰めにされている状態であります。従って年々増加する人の数で表面はなやかな都市的形態を帯ていますが、これという目星い産業もなく只僅か許りの土地にしがみついている農民と、何時首がとぶか知れない不安をかこう軍作業員、それに一寸した米軍関係の企業と巷に充満する失業者の群、これが村の実態であり実に底の浅い不安定な経済構造であります。

それに加えて政府の無慈悲さで基地周辺に呻吟する住宅の生活保障や長期の経済安定について抜本的な施策をもたない許りか、かえって恰好の搾取源として、生活の基盤である土地を奪われた農民から、軍使用料に対して過重な税金を取りたてゝいます。

そしていよいよその無能無策振りを発揮して物価値上がりのムードをさえ作り出している現状であります。

このように私達村民をとりまく周囲の状勢は決して甘いものではありません。かムる悪条件下に於いて、真に村民の生活を豊かにし村の発展を期するためには幾ら立派な政策をもってしても村民の協力なくして出来るものではありません。村当局も議会もそして村民全体が協け合い、いさめあって有機的な結びつきをもって事によって始めて大きな力となって自治行政の前進もあるものだと確信致します。これから発展途上にある村としてなすべき事が多々あると存じますが、取りあえず次の事が急務だと私は考えます。

1　諸物価特に水道電気料金等公共料金の値下げ

2　久得一帯の肥沃な土地を開発し併せて有畜農業を取り入れた第一次産業の振興

3　比謝川を浚渫して避難港に指定し都市計画の一助とする

4　基地交付税制度を実現して財政を確立する

5　負担の公平を期して課税と徴税を民主化する。

6　失業対策事業を拡充する

7　民主的教育の振興

以上七つの基本目標をもって常に「いかにして村民の考えを議会活動の上に反映させるか」という事をモットーに、そして議会の審議の経過を絶えず村民にお知らせし乍ら議会を各家庭の茶のみ話しの延長たらしめ、合理的な行財政の運営によって経済の中央基地依存度を絶ち切って自立経済完全自治を確立し度いと念じます。軍政下というきびしい条件下で大変困難な事業だと思いますが「平和で豊かな明るい村造り」を目指して頑張り度いと存じます。

願わくば村クワイ議員の悪名を返上して立派な村議になり度いと思いますので村民各位の力強い御支援と御指導をお願い致します。

議会議員に選ばれて

嘉手納村議会議員
建設経済委員長　大城真栄

去月十五日の本村議会議員総選挙に当りまして、先輩知友各位の熱烈なるお奨めによりまして、再び議会議員に立候補致しました処旧に変りなき村民皆様方の御愛顧と御支持を得まして当選の喜びを与えて戴きまして、哀心より厚く感謝申し上げますと共に、これからの重責に感激を新らたにする次第であります。私が申し上げる迄もなく、正しい政治はすべて住民大衆の福祉向上にその目的があるのであります。従いましてその目的達成の政治運営は常に代表者であり、且又公僕であるという自覚を忘れずに住民大衆の声に耳を傾け、一ツ一ツの問題に取組み、真剣に研究し又は議し、あくまでも民意に背かない解決をして行くことが正しい政治のあり方であると思います。即ち、正しい政治目的は、正しいコースと解決方法が必要であると思います私たちの嘉手納村は御承知の通り総面積の約八十八％が軍用地に接収され、然かも村の周りが殆んど軍施設と隣接し、村の経済も基地に依存する事が多く、村民の実生活も軍用地料や軍作業の賃金に頼る状態にあるのであります。斯様な事実は決して安定した納済ではなく将来を案ずる場合、不安におわるる実状であります。然しながらその地域の特殊な実態を把握せず、経卒な考え方や或は政治行動は責任政治の名に於いて厳に慎しむべき事柄と思います。この問題に就きましては、私達議会議員に与えられた大きな課題であり、又当村発展の鍵ともいうべき重大問題の一ツと数えてよいでしょう。

更に又私達議会議員が常に心組まねばいけない事は、「すべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」という事ですつまり、ある一部の利益の為に走ることなく、あくまでも大多数の民意に背かない様心すべき事が最も正しい議員の気持でなくてはならないと信じます。勿論大多数の住民の中にはその政治行政に対する考え方にしても種々と異論があって一致はしないでしょう。むしろ四年間の長い期間には処理される幾百の議案の中に住民の立場かして異論又は賛否両論に分れることは通例であります。その場合に私たち議員が感情的になり或は派閥闘争を起すことは厳にさけるべき事であり、その政争によって迷惑するのは私たちよりも主権者住民である事を銘ずべきであろう。私たち議会議員が冷静な公僕であり有能な代表者であるならばお互に大乗的気持になって、感情政治ではなく、建設的心組みで正し合えば、必ずや住民の納得する良策が発見され、又完全無欠な制度が生まれて来ると思います。でありますからお互に究し、或は正し合って、行き過ぎや独善のない妥当な政治運営こそ明朗な村造りの最大要素であり、話合いの政治が望まれる理由でもあります。

……私は最近或る書にて「議員は住民に使われるための道具の様なものである」という様な内容の本を読んだ事があります。私もある面に於いては確かかも知れないと思います。何故ならば「政治はすべて住民大衆の為に行われなくてはいけないし、その住民大衆の扱い方の都合で仇くのです。スラスラ書くペンにもなりよく切れる庖丁にもなる。使い方は住民大衆の委せです。住民大衆の為に大いに使って貰う代物であるから」であります。私たち議会議員がある面に於いて、この様な道具だとすれば私たちは何時でも有能な且つ有益な道具として磨くことと住民のための奉仕の心構えが大切だと思います。そうしていざ住民のための仕事だと自分の日頃からの磨き算と奉仕の心で一番住民大衆の御役に立つことであると思います。

……終りに政治の恩恵は住民大衆平等に受けるべきであり、決して一部の特権的階級者のみに政治を行ってはいけないという事を重ねて強く申しあげます。幸にして不肖私は今回の議員改選に於いて村民皆様の信頼と絶対なる御支持により議会議員二年生になる事が出来ました。斯かる上は、是非共村民皆様の旧に倍する御指導御教示を賜りまして若輩ではありますが、必ずや議会議員の名に恥じない努力を致し、本村発展のため住民大衆の良き公僕になる心算であります。何卒村民皆様の心からなる御支援御鞭撻を賜ります様呉も御願い致しまして、当選の御礼旁々私の当選の感想をしめたいと思います。折を見て議会報告を記載する心算であります。

小学校学令児童の就学について

教育法により、学令に達した児童は就学しなければならない義務があると云ふことは既に御承知のことだと思います。教育委員会では毎年十一月一日現在をもって、その教育区内に居住する児童で翌年四月一日においてその年令が就学の始期に達するもの（今学年度の該当者は昭和二九年四月二日生より昭和三〇年四月一日生まで）を調査し十一月末日までに学令簿を編成し十二月十五日までには文教局長に報告しなければならないようになって居ります

又学令簿の編成後三月末日までに就学の始期に達する児童が教育区内に来住した場合にはすみやかに学令簿を編成しなければならないのであります。編成した学令簿により児童の入学期日を一月末日までに保護者に通知するようになっています。又教育区内に小学校が二校以上ある場合は児童の入学校を指定致しますが、保護者は正当な理由がある場合には入学させようとする学校を選んで教育委員会に申立てることが出来るのであります。

以上就学までの概要を申し述べましたが、これは戸籍や住民登録と密接な関係があります。最近に至っては戸籍や住民登録が整備され就学の事務も正確を期するようになってまいりましたが然し未だ完全の域には達しません。昨年までは戸籍によるのは僅少で殆んど幼児園の名簿を参考にしたため児童の本籍や生年月日に間違いがあったのであります

その点今学年度からは住民登録により略正確になりましたが皆様方のより一層の御協力をお願いする次第であります。既に今学年度の就学通知も区長に保護者への配付依頼をしましたので近日中に皆様方に配付されることと思いますが、住民登録を怠った者、又は十一月一日以降本教育区に転入した者は就学通知が洩れているかと思いますので、該当者は早目に住民登録の手続をすると同時に教育委員会（村役所二階）に申し出て手続きするよう御知らせ致します。

学令児童の就学義務の猶予又は免除について申し上げますと、これは心身障害の児童で就学の始期までにどうしても就学不可能だと思われる時、保護者から区教育委員会に願い出るようになって居ります。この場合には医師の証明書若しくはその事由を証明するに足る書類を添付するようになって居ります。区教育委員会ではこの願出があった場合、理由を具し中央教育委員会に認可申請をなし、そこで認可されて就学義務の猶予又は免除となるのであります。以上のようにこの手続は長い日時を要しますので該当児童の保護者は一日も早く区教育委員会に願出て戴きますよう御願い致します。

新入児童の確実な数を把握することは学校教員の定数に関係し、又児童用机腰掛その他の備品の準備等もありますので保護者の皆様方の御協力をお願い致します

嘉手納区教育委員会

竣工またれた村民会館

増築費五千参百弗で完成

去る六〇年十月二十五日金祥組に落札着工されその完成がまたれておりました村民会館の増築工事がこの程五千三百弗の費用で三月十四日に完成し本村の文化センターとして広く村民に利用してもらうことになりました。

これは去る六〇年九月一日に予て本村が要望していた登記所が村民会館内に設置されたためほとんど村民が利用することが出来なかったものでこんど増築された二階（五〇坪）の完成で村民はもとより婦人会や青年会その他の文化団体の文化活動や組織活動面にも大きく寄与するものとして各方面から大変喜ばれております。

好評を博す職業補導

百名余が熱心に受講

本村では去る三月一日から各区の婦女子を対象に職業補導の一環として那覇市のくだ手工芸学院々長比嘉園子先生を講師に招いて毎日（土、日曜日除く）午前九時より午後四時迄役所の会議室でバッグ、セーター、ショール、ケープ、毛糸の棒編等手工芸の技術指導を実施しておりますが百名余の婦人会員や女子青年が受講しており中には乳呑児をおぶって熱心に受講しているお母さんたちも見受けられ職業補導も好評を博しております。尚この職業補導は四月七日迄行うことになっております。

写真は講師の説明に熱心に入聞きる受講者

まだの方はお早く請求届出を

外地引揚者給付金!!

外地引揚者給付金の請求期限が切迫しております。まだ役所に申請していない左記該当者は何れも来る「五月十六日」までに請求手続きをとらなければ時効になって請求権がなくなりますので早目に村役所内総務課に申し出て下さい。

記

一、引揚者給付金
戦後外地より引揚げた一般人及び現地（外地）入隊又は徴用された軍人、軍属であった方々

二、引揚遺族給付金
引揚後死亡した者（二五才以上）及び外地で終戦後死亡した方々

※この引揚者給付金は五、六年前在外資産獲得期成会に提出した見舞金交付の手続とは別個のものですから特に申添えて置きます。

尚請求手続きには本籍地の戸籍抄本が必要でありますその他詳しい事は村役所総務課で御問い合せ下さい。